

「第 13 回 日本的雇用・人事の変容に関する調査」 正社員の解雇規制緩和に肯定的意見約 5 割(48.7%)

仕事と賃金がミスマッチしている年齢層は「50歳代」という企業が約5割(50.6%) 65歳までの雇用義務化、業績評価など人事考課による「再雇用選定基準が必要」95.7%

公益財団法人日本生産性本部

産業界労使、学識経験者などで構成している公益財団法人日本生産性本部(理事長 松川昌義)は、97年より、全上場企業を対象に「日本的雇用・人事の変容に関する調査」を実施している。今回の調査は第13回にあたり、2012年10月上旬から11月中旬にかけて実施した。結果のポイントは以下の通り(調査概要はp21)。

■ 「定昇制度あり」、5 割強(55.2%)。内、47.1%は制度見直しを考えている(→p.1~5)

- 定昇制度がある企業は 55.2% (「定年まで定期昇給がある」16.9% + 「一定年齢までは定期昇給がある」 38.3%)。過去の調査では、定昇制度の導入率は、99 年 89.0%、00 年 87.3%、04 年 62.2%となっており、徐々に導入率は低下している。
- ○「一定年齢までは定期昇給がある」場合の定期昇給がある上限年齢は平均 47.4 歳(最少年齢は 27 歳、最 高年齢は 57 歳)。
- 定昇制度がある企業での今後の定昇制度の取り扱いについては、「現状のまま」42.4%、一方、「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」が 25.9%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」が 21.2%で、あわせると 47.1% は見直しを考えている。

■ 正社員の解雇規制緩和に肯定的意見約 5 割(48.7%)(→p.6~9)

- 仕事と賃金がミスマッチしている年齢層は、「50歳代」という企業が約5割(50.6%)、「40歳代」という企業は26.6%。また、仕事と賃金がミスマッチしている層が正社員に占める割合は平均約2割(20.2%)。
- 正社員の解雇規制緩和に肯定的な意見が 48.7% (「そう思う」14.9% + 「どちらかといえばそう思う」 33.8%)、否定的な意見は 20.1% (「そう思わない」5.8% + 「どちらかといえばそう思わない」14.3%)。
- 解雇規制緩和に否定的な理由としては、「正社員の解雇規制を緩和しても、必ずしも雇用の増加にはつながらない」50.0%、「雇用の安定・確保が損なわれることの不安が、働くことに悪影響を及ぼす」が34.3%。

■ 65 歳までの雇用義務化に伴い、「再雇用選定基準が必要」95.7%、「人件費の推移によっては、新卒採 用の抑制もありうる」という企業 3 割強(→p.10~15)

- 現時点で再雇用選定基準として業績評価など人事考課を「反映している」という企業は 74.3%。改正高年齢者雇用安定法(改正法)では、労使協定で対象者の選別をすることを禁じているが、今後も業績評価など人事考課による選別要件の設定が必要かどうかについて、「必要だと思う」が 48.6%、「本当は必要だと思うが、法の主旨から考えると選別基準を設定するのは望ましくない」が 47.1%と、併せると大多数(95.7%)の企業が必要と認識。
- 改正法施行に伴い「人件費の推移によっては、新卒採用の抑制もありうる」という企業 3 割強(32.1%)。「再雇用者の賃金水準を引き下げる」(28.6%)、「若年層も含めた全ての社員を対象に賃金水準や退職金・企業年金の見直しをする」(27.9%)。

【問い合わせ先】公益財団法人日本生産性本部 ワークライフ部 雇用システム研究センター (担当:東狐) 〒150-8307 東京都渋谷区渋谷 3-1-1 (TEL 03-3409-1123・Fax 03-3409-2617)

【調査結果サマリー】

I. 定昇など賃金制度の動向(→p.1~5)

- 年齢や勤続に応じた定期昇給はないという企業は、約4割(39.6%)。5000人以上では約6割(60.9%)。
- 定期昇給の導入企業は55.2%(「定年まで定期昇給がある|16.9%、「一定年齢までは定期昇給がある|38.3%)
- 定期昇給がある年齢、平均 47.4 歳(最少年齢は 27 歳、最高年齢は 57 歳)。
- 今後の定昇制度の取り扱い、「現状のまま」42.4%。一方、「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」が 25.9%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」が 21.2%で、あわせると 47.1%は見直しを考えている。5000 人以上では「現状のまま」という企業は、12.5%「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」37.5%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」25.0%で 62.5%が定昇制度の見直しを考えている。
- 人事制度(処遇制度)の今後の方向、管理職は成果主義57.1%、非管理職は能力主義63.6%。
- 役割・職責あるいは職務の価値を反映している部分(以下、役割・職務給)の導入率が更に高まり、管理職約 8 割 (79.2%)、非管理職約 6 割(58.4%)。

II. 正社員の解雇規制緩和(→p.6~9)

- 仕事と賃金がミスマッチしている年齢層、「50歳代」が約5割(50.6%)、「40歳代」という企業は26.6%。
- 正社員に占める割合は平均 20.2%、500 人以上 1000 人未満では「2割以上~3割未満」が 36.4%と最も多くなっている。
- 正社員の解雇規制緩和に肯定的な意見が 48.7% (「そう思う」14.9%、「どちらかといえばそう思う」33.8%)。
- 解雇規制緩和に否定理由、「正社員の解雇規制を緩和しても、必ずしも雇用の増加にはつながらない」50.0%、「雇用の安定・確保が損なわれることの不安が、働くことに悪影響を及ぼす」が34.3%。

Ⅲ. 60 歳以降の雇用確保(→p.10~15)

- 2011 年度の再雇用者の割合 63.6% (平均再雇用率=再雇用者÷定年退職者)、再雇用時の賃金は定年退職時の平均 54.0% (月例給ベース)、年収ベースでは同 49.8%と定年時のほぼ半額。
- 現時点で再雇用選定基準として業績評価など人事考課を「反映している」74.3%。改正高年齢者雇用安定法(改正法)では、労使協定で対象者の選別を禁じているが、今後も業績評価など人事考課による選別要件の設定は「必要だと思う」が48.6%、「本当は必要だと思うが、法の主旨から考えると選別基準を設定するのは望ましくない」が47.1%と、併せると大多数(95.7%)の企業が必要と認識。
- 改正法施行に伴い「人件費の推移によっては、新卒採用の抑制もありうる」という企業3割強(32.1%)、「再雇用者の賃金水準を引き下げる」(28.6%)、「若年層も含めた全ての社員を対象に賃金水準や退職金・企業年金の見直しをする」(27.9%)。

IV. 採用の動向(→p.16~20)

- 「新卒一括採用を主としている」という企業は約7割(70.1%)を占める。
- 新卒一括採用のメリットは、「新卒者が定期的に入ってくることで、職場が活性化する」55.8%、「一定期間に採用活動を集中的に行えるため、採用コストなどの面で効率が良い」(35.1%)。
- 既卒3年以内の新卒採用、「対象としていない」という企業は33.1%、理由は「新卒採用で、必要な人数は十分獲得できるため」(47.1%)、「新卒時に採用されなかった理由が明確でないため」(43.1%)。
- 大学等学校のキャリア教育を「評価しない」20.1%。「評価しない理由」は、「仕事をするということの基本的理解や 姿勢ができていない」(54.8%)、「社会に出たときの即戦力となるような教育がされていない」(51.6%)。

V. グローバル化への対応状況(→p.21~22)

- グローバル共通な人事制度、「ある」8.4%、「ないが今後導入に向けて検討中」30.5%。
- 外国人留学生採用、「ある」44.8%、「ないが、今後は採用したい」22.1%。今年度(2012 年度)の新卒採用者のうち、 外国人留学生が占める割合は、平均 5.1%。また、今後については平均 8.6%程度と増加。

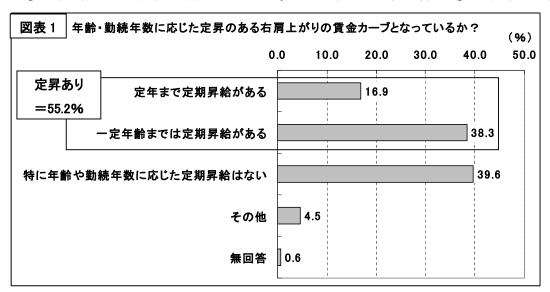
VI. 女性社員活用施策導入·運用状況(→p.23~24)

○ 2009 年調査に比べ施策導入・運用率が全体に増加。「管理職候補の女性社員のリストアップ、および個別育成」 が実施率 28.6% (前回差 20.1 ポイント)、次いで「育児・介護などの事由による女性社員の退職者に対して再雇用の 機会を与える」が 36.4% (前回差 18.2 ポイント)など。

I. 定昇など賃金制度の動向

1. 定期昇給1の導入 55.2%(「定年まで定期昇給がある」16.9%、「一定年齢までは定期昇給がある」38.3%)

年齢や勤続年数に応じた定昇がある賃金カーブの設計となっているという企業は、55.2%と過半数を占めている ²(図表 1)。その内訳を見ると、「定年まで定期昇給がある」という企業は 16.9%、「一定年齢までは定期昇給がある」という企業は 38.3%となっている。定期昇給がある企業の 7 割近く(38.3÷55.2=69.2%)では、定期昇給はあるものの、一定年齢で定昇をとめるような賃金設計となっていることが分かる。一方、「特に年齢や勤続年数に応じた定期昇給はない」という企業は約4割(39.6%)となっている³。5000人以上では、「定昇なし」60.9%(図表 2)。



図表 2		Q18. 貴社の賃金は年齢や勤続年数に応じて定期昇給のある右肩あが りカーブを描くような制度となっていますか。								
		定年まで定期 昇給がある	一定年齢まで は定期昇給が ある	特に年齢や勤 続年数に応じ た定期昇給は ない	その他	無回答				
	全体	16. 9	38. 3	39.6	4. 5	0. 6				
事業内容	建設	0. 0	55. 6	44. 4		0.0				
	製造	20. 0	40.0	34. 1	5. 9	0.0				
	第3次産業	12. 8	36. 2	46.8	4. 3	0.0				
	その他	14. 3	14. 3	71. 4	0.0	0. 0				
正社員数	500人未満	18. 5	37.0	40. 7	3. 7	0.0				
	500~1000人未満	12. 0	56. 0	24. 0	8. 0	0.0				
	1000~2000人未満	22. 2	25. 9	48. 1	3. 7	0.0				
	2000~5000人未満	17. 4	52. 2	26. 1	4. 3	0.0				
	5000人以上	13. 0	21. 7	60. 9	4. 3	0.0				

2. 今後の定昇制度の取り扱い、「現状のまま」42.4%、5000 人以上では「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」37.5%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」25.0%

「一定年齢まで定期昇給がある」と回答した企業について、今後定昇をどのようにしたいかを尋ねたところ、最も回答率が高かったのは「現状のまま」という企業で 42.4%となった。次いで、「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」が 25.9%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」が 21.2%となっている。一方、「定期昇給がない賃金制度に転換したい」という企業はわずか 3.5%にとどまった(図表 3)。

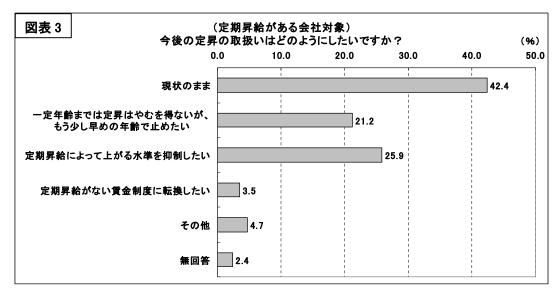
企業規模 5000 人以上では「現状のまま」という企業は 12.5%と少なく、「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」が 37.5%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」が 25.0%となっている(図

¹ 定期昇給の定義として、広義では、評価を反映した査定昇給も含まれるが、本調査ではあくまで狭義としての定昇、すなわち年齢や勤続年数に応じて毎年全員が一定額(率)昇給する仕組みを指している。

² 過去の調査では、定昇制度の導入率は、99年89.0%、00年87.3%、04年62.2%となっており、徐々に低下している。

^{3「}その他」の意見としては、「管理職になると定昇無し」、「同一等級でも滞留年数により定昇停止」など。

表 4)。

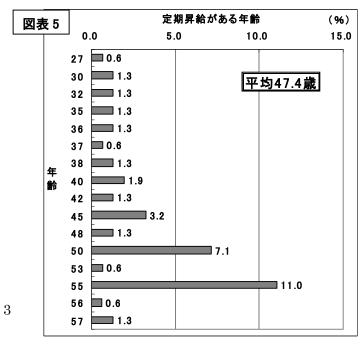


छा ≠ ₄				といとお考えです		「る番号2	
図表 4]	現状のまま	一定年齢まで		定期昇給	その他	無回答
			は定昇はやむ	よって上がる	がない賃		
			を得ないが、	水準を抑制し	金制度に		
			もう少し早め	たい	転換した		
			の年齢で止め		い		
			たい				
	全体	42. 4	21. 2	25. 9	3. 5	4. 7	2. 4
事業内容	建設	20. 0	0.0	60.0		0.0	
	製造	43. 1	19. 6	27. 5	3.9	5. 9	0.0
	第3次産業	43. 5	26. 1	17. 4	4. 3	4. 3	
	その他	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
正社員数	500人未満	40. 0	33. 3	20.0		0.0	6. 7
	500~1000人未満	35. 3	11.8	41. 2	5. 9	5. 9	
	1000~2000人未満	53. 8		15. 4	7.7	0.0	0. 0
	2000~5000人未満	56. 3			0.0	12. 5	0.0
	5000人以上	12. 5	25. 0	37. 5	12. 5	12. 5	0.0

3. 定期昇給がある年齢、平均 47.4歳(最少年齢は 27歳、最高年齢は 57歳)

「一定年齢まで定期昇給がある」と回答した企業について、何歳まで定昇があるか尋ねたところ、平均年齢は 47.4 歳となったが、設定年齢にはばらつきがあり、最少年齢は27歳、最高年齢は57歳となっている。また、もっと も回答数が多かったのは 55 歳(11.0%)、次いで 50 歳(7.1%)となっている(図表 5)。

先の設問で「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」と回答した企業について、 現行制度での定期昇給がある年齢と今後引き下げる予定の年齢を見ると右表のようになる(図表 6)。



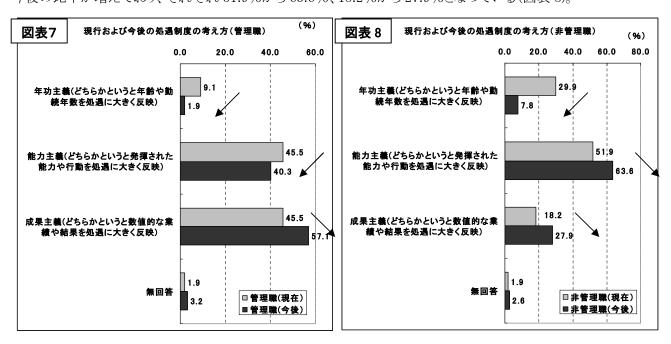
現行	4

図表 6

	(歳)
現行	今後
27	25
38	37
45	35
50	45
55	45、50
56	54
	(各1社)

4. 人事制度(処遇制度)の今後の方向、管理職は成果主義 57.1%、非管理職は能力主義 63.6%

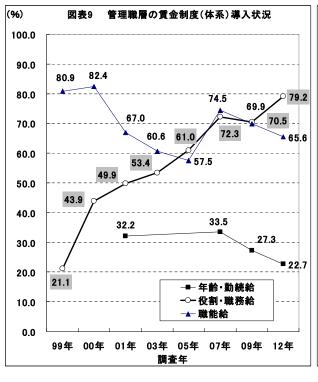
人事制度(処遇制度)の考え方は管理職については、能力主義および成果主義それぞれ 45.5%と同率だが、今後は成果主義という企業が 57.1%となっている(図表 7)。非管理職については能力主義、成果主義共に現行より今後の比率が増えており、それぞれ 51.9%から 63.6%、18.2%から 27.9%となっている(図表 8)。

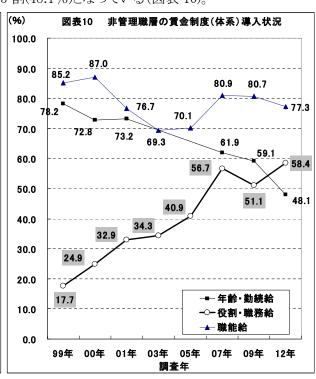


5. 役割・職責あるいは職務の価値を反映している部分(以下、役割・職務給)の導入率が更に高まり、管理職約8 割(79.2%)、非管理職約6割(58.4%)

基本給に採り入れられている賃金体系を見ると、管理職層では、役割・職責あるいは職務の価値を反映している部分(以下、役割・職務給)の導入率が更に高まり約8割(79.2%)となっている。また、職務遂行能力の高さを反映している部分(以下、職能給)の導入率はやや下がり65.6%となっている。年齢や勤続年数を反映している部分(以下、年齢・勤続給)は2割弱(22.7%)となっている(図表9)。

非管理職層を見ると、職能給はやや下がったものの、8 割近く(77.3%)の導入率となっている。一方、役割給は09年調査では51.1%とやや下がったものの、今回調査では6割近く(58.4%)にまで導入率は高まっている。年齢・勤続給は99年調査以降下降傾向で、今回調査では約5割(48.1%)となっている(図表10)。



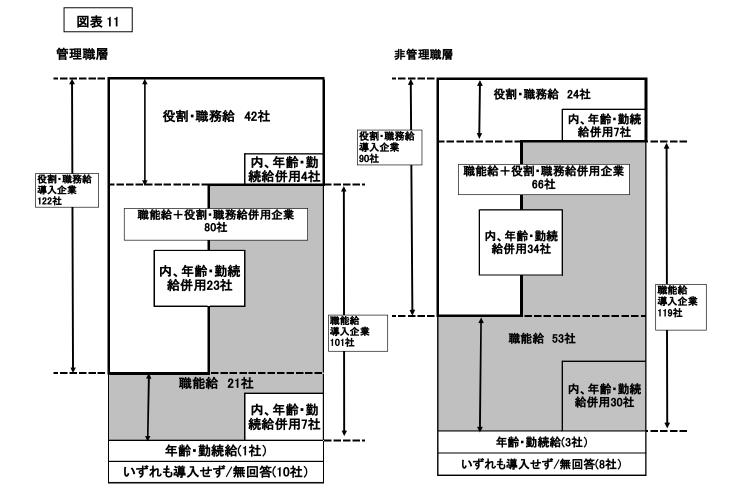


4

賃金体系(組み合わせ)は図表11の通りとなった。

管理職層で最も多い組み合わせは、職能給と役割・職務給併用企業で80社で全体の51.9%を占めている。また、その内、職能給、役割・職務給、年齢・勤続給全て入っている企業は23社で14.9%を占める。

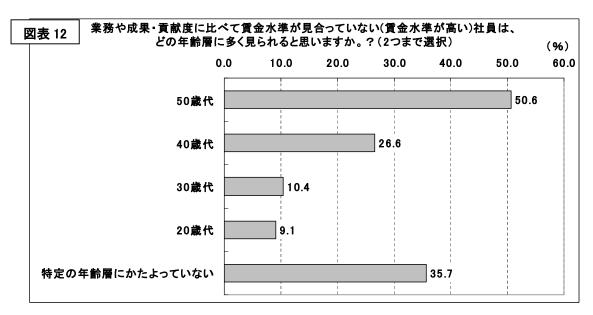
非管理職でも最も多い組み合わせは、職能給と役割・職務給併用企業で66社となり42.9%を占めている。また、 その内、職能給、役割・職務給、年齢・勤続給全て入っている企業は34社で22.1%を占める。



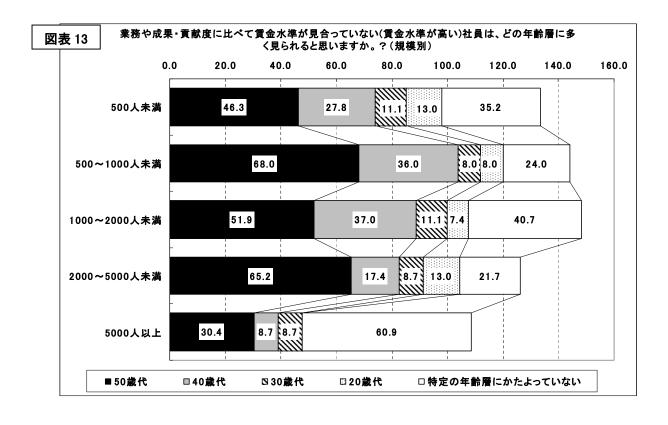
Ⅱ. 正社員の解雇規制緩和

1. 仕事と賃金がミスマッチしている年齢層、「50歳代」という企業が約5割(50.6%)を占める

「業務内容や成果・貢献度に比べて賃金水準が見合っていない(賃金水準が高い)正社員は、どの年齢層に多く見られるか尋ねたところ、「50 歳代」という回答が最も多く 50.6%、次いで「特定の年齢層にかたよっていない」が 35.7%、「40歳代」が 26.6%となった((図表 12、2つまで回答)。また、わずかだが、30歳代という企業は 10.4%、20歳代という企業も 9.1%とそれぞれ 1 割程度の回答となっている。



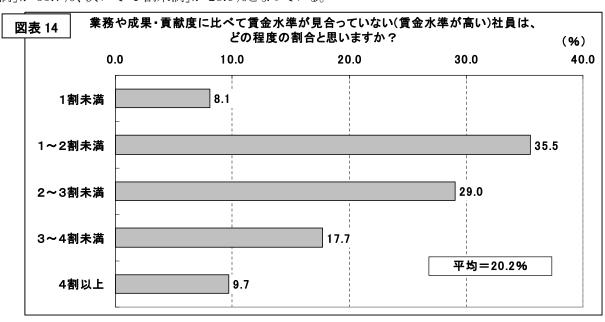
企業規模別に見ると、「500人以上~1000人未満」および「2000人以上~5000人未満」で「50歳代」との回答率が高く、それぞれ68.0%、65.2%となっている(図表13)。また、「1000人以上~2000人未満」および「500人以上~1000人未満」で「40歳代」との回答率が高く、それぞれ37.0%、36.0%となっている。「50歳代」および「40歳代」を合計した回答率で見ると、「500人以上~1000人未満」および「1000人以上~2000人未満」の回答率が高いことが分かる。なお、「5000人以上」では「特定の年齢層にかたよっていない」が、60.9%と他と比べて多くなっている。

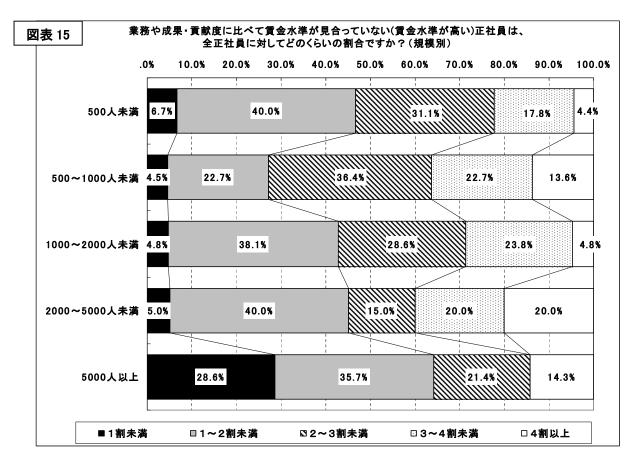


2. 仕事と賃金がミスマッチしている正社員の割合は平均約2割(20.2%)

「業務内容や成果・貢献度に比べて賃金水準が見合っていない(賃金水準が高い)正社員」は正社員のおよそ何割程度を占めるかを聞いたところ、平均20.2%となった(図表14)。つまり、正社員の約2割は仕事と賃金が合っていない(賃金が高い)と認識されていることになる。レンジで見ると、「1割以上~2割未満」という企業が最も多く35.5%、次いで「2割以上~3割未満」が29.0%となっている。

規模別に見ると、500 人以上 1000 人未満では「2 割以上~3 割未満」が 36.4%と最も多くなっている(図表 15)。 この規模では、「3 割以上 4 割未満」との回答も比較的多く 22.7%を占める。 5000 以上規模では、「1割以上~2 割 未満」が 35.7%、次いで「1 割未満」が 28.6%となっている。

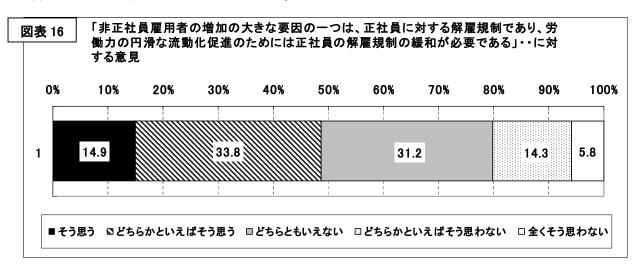




3. 正社員の解雇規制緩和に肯定的な意見が 48.7%(「そう思う」14.9%、「どちらかといえばそう思う」33.8%)

正社員の解雇規制緩和に関する意見⁴を見ると、全体的に解雇規制の緩和に肯定的な意見が多くなっている。「そう思う」は 14.9%、「どちらかといえばそう思う」33.8%となっており、合計 48.7%が正社員の解雇規制緩和に肯定的な意見となっている(図表 16)。一方、「全くそう思わない」は 5.8%、「どちらかといえばそう思わない」は 14.3%で、合計 20.1%が否定的な意見となっている⁵。

業種別に見ると、建設業で「どちらかといえばそう思う」が 55.6%と高く、「そう思う」 (22.2%)を加えると 8 割近く (77.8%)が肯定的意見となっている (図表 17)。企業規模で見ると、1000 人~2000 人未満では「そう思う」が 22.2% と高く、次いで 5000 人以上で 17.4%となっている。



図表 17		い番号1つに 正社員に対す 雇規制の緩和	程雇規制に関す ○をつけて下さ る解雇規制であ が必要である。	い。(非正社 5り、労働力の	員雇用者の増	加の大きな要因	の一つは、
		そう思う	どちらかとい えばそう思う		どちらかとい えばそう思わ ない	全くそう思わ ない	無回答
	全体	14. 9	33. 8	31. 2	14. 3	5. 8	0.0
事業内容	建設	22. 2	55. 6		11. 1	0. 0	
	製造	12. 9	34. 1	32. 9	16. 5	3. 5	
	第3次産業	12. 8	34. 0		10. 6		
	その他	57. 1	14. 3				
正社員数	500人未満	13. 0	37. 0				
	500~1000人未満	8. 0	40. 0		20.0	0. 0	0. 0
	1000~2000人未満	22. 2	33. 3		14. 8	11. 1	0. 0
	2000~5000人未満	13. 0	30. 4	43. 5	8. 7	4. 3	
	5000人以上	17. 4	26. 1	43. 5	8. 7	4. 3	0. 0

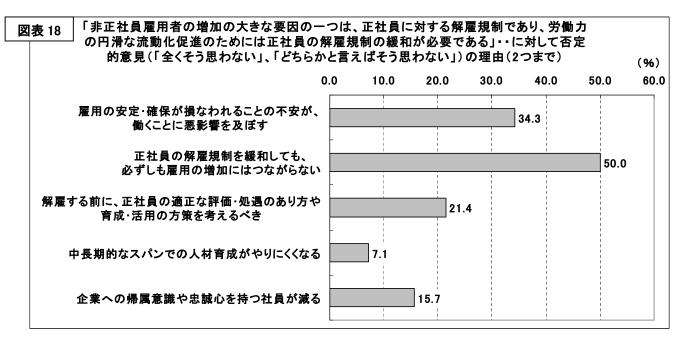
⁴ ここでは、「非正社員雇用者の増加の大きな要因の一つは、正社員に対する解雇規制であり、労働力の円滑な流動 化促進のためには正社員の解雇規制の緩和が必要である。」との考えに対する意見を尋ねた。

^{5 2009} 年調査でも同じ設問で尋ねているが、「そう思う」という回答は9.1%、「どちらかというとそう思う」は29.5%で、あわせると38.6%となっている。一方、「そう思わない」は26.1%、「どちらかというとそう思わない」34.7%となっており60.8%が否定的意見となっており、今回調査とは逆の結果となっていた(なお、2009 年調査では、「どちらともいえない」という選択肢は入っていない)。

4. 解雇規制緩和に否定理由、「正社員の解雇規制を緩和しても、必ずしも雇用の増加にはつながらない」 50.0%、「雇用の安定・確保が損なわれることの不安が、働くことに悪影響を及ぼす」34.3%

正社員の解雇規制緩和に否定的な意見の企業(「全くそう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した企業)に対して、その理由を尋ねた(2 つまで回答)。最も回答率が高かったのは、「正社員の解雇規制を緩和しても、必ずしも雇用の増加にはつながらない」という意見で50.0%の回答率だった(図表 18)。次いで、「雇用の安定・確保が損なわれることの不安が、働くことに悪影響を及ぼす」が34.3%、次いで「解雇する前に、正社員の適正な評価・処遇のあり方や育成・活用の方策を考えるべき」が21.4%となっている。

企業規模別に見ると、「正社員の解雇規制を緩和しても、必ずしも雇用の増加にはつながらない」が、1000 人以上 2000 人未満では 77.8%、5000 人以上で 66.7%と高くなっている(図表 19)。

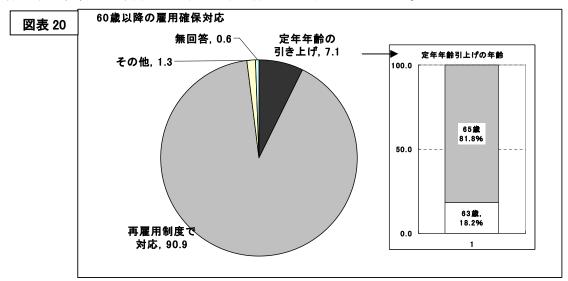


図表 19		Q4SQ. その理由	は何でしょう	か。あなた自身	身のお考えに近	い番号2つま	で○をつけて	下さい。
		確保が損なわれることの不安が、	ても、 必ずしも雇用 の増加にはつ	に、正社員の 適正な評価・ 処遇のあり方	くくなる	意識や忠誠心		無回答
	全体	34. 3	50. 0	21.4	7. 1	15. 7	7. 1	21. 4
事業内容	建設 製造 第3次産業	50. 0 35. 7 28. 6	57. 1 38. 1	0. 0 23. 8 19. 0	7. 1	11. 9	11. 9 0. 0	16. 7 33. 3
正社員数	その他 500人未満 500~1000人未満 1000~2000人未満	0. 0 30. 4 38. 5 55. 6	38. 5	0. 0 21. 7 53. 8 0. 0	4. 3 7. 7	26. 1 23. 1	0. 0 7. 7	
	2000~5000人未満 5000人以上	33. 3 16. 7		25. 0 0. 0	16. 7	8. 3	0.0	33. 3

Ⅲ.60歳以降の雇用確保

1. 60 歳以降の雇用確保策 「再雇用制度で対応」90.9%、「定年年齢引き上げ」7.1%

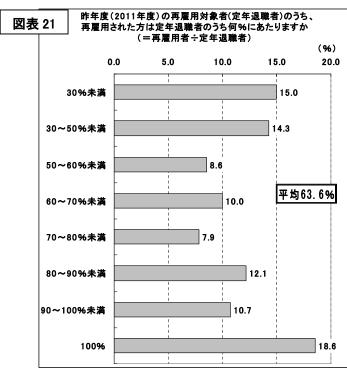
60歳以降の雇用確保策は、これまでと変わらず「再雇用制度で対応」という企業が90.9%と大多数を占める(図表20)。一方、「定年年齢の引上げ」という企業は7.1%となっている。「定年年齢の引上げ」という企業のうち、引上げ年齢が65歳という企業は81.8%となっている。

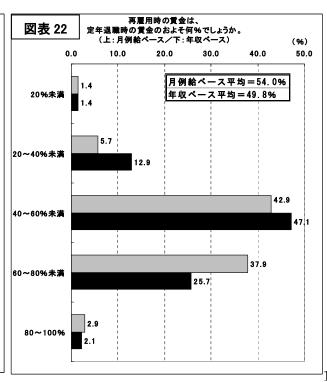


2. 2011 年度の再雇用者の割合 63.6%(平均再雇用率=再雇用者÷定年退職者)、再雇用時の賃金は定年退職時の平均 54.0%(月例給ベース)、年収ベースでは同 49.8%とほぼ半額

昨年度 (2011 年度) の再雇用対象者(定年退職者)のうち、再雇用者は定年退職者のうち何%にあたるか尋ねたところ、平均で再雇用率 (= 再雇用者・定年退職者) = 63.6%となった (図表 21)。但し、グラフからも分かるように、回答は幅広く分散しており、平均である $60\sim70\%$ という企業は 10.0%。一方、100%という企業は 18.6%、次いで 30%未満 15.0%、 $30\sim50\%$ 未満は 14.3%となっている。

再雇用時の賃金は、定年退職時の賃金のどのくらいの割合かを見ると、月例給ベースでは平均 54.0%、年収ベースでは同 49.8%となっており、ほぼ 2 分の1という結果になっている(図表 22)。

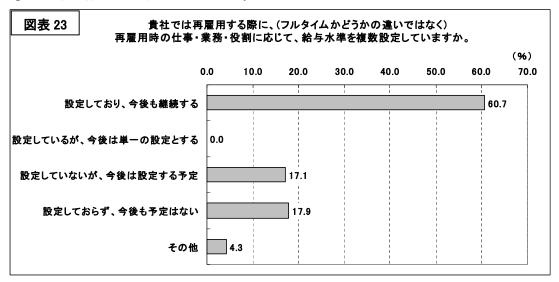




10

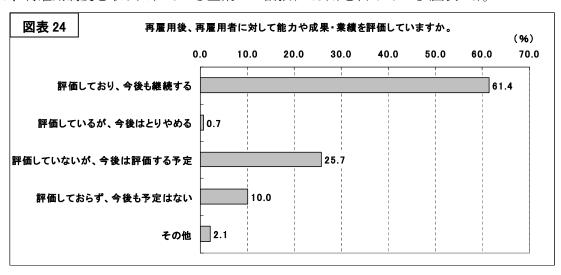
3. 「再雇用時の仕事・業務・役割に応じて給与水準を複数設定」している企業は60.7%

再雇用時に勤務形態(フルタイムかどうか等)ではなく、仕事内容や業務、役割に応じて給与水準を複数設定しているという企業は約 6 割(60.7%)を占める(図表 23)。また、「設定していないが、今後は設定する予定」という企業も 17.1%となっている。



4. 「再雇用後、再雇用者の能力や成果・業績を評価している」企業は、61.4%

再雇用後に、「再雇用者の能力や成果・業績を評価しているという企業は、61.4%を占める。また、「評価していないが、今後は評価する予定」という企業も 25.7%となっている(図表 24)。再雇用時に仕事内容や業務、役割に応じて給与水準を複数設定しており、再雇用者の能力や成果・業績を評価しているという企業は、再雇用制度を取り入れている企業の 4 割強(41.8%)を占めている(図表 25)。



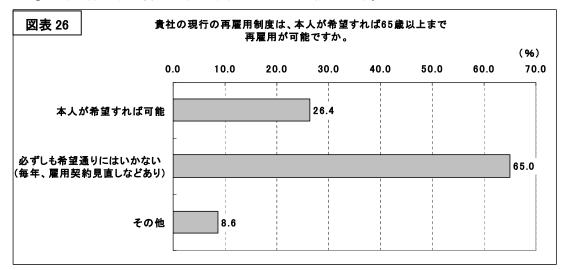
Q12SQ7.再雇用後の能力等の評価 と Q12SQ6.再雇用する際の給与水準の設定 のクロス表

₩ ± 0.5			Q12SQ	6. 再雇用する	祭の給与水準 <i>0.</i>)設定	
図表 25				設定していな いが、今後は			
			が、ラ後も軽続する	設定する予定		その他	合計
	評価しており、今後も継続する	度数	46	8	12	1	67
の能力等の評価	== エー・フェン・人名はしまし	総和の %	41.8%	7. 3%	10. 9%	. 9%	60. 9%
	評価しているが、今後はとりやめる	度数	0	0	1	0	1
		総和の %	. 0%	. 0%	. 9%	. 0%	. 9%
	評価していないが、今後は評価 する予定	度数	16	10	2	0	28
		総和の %	14.5%	9. 1%	1.8%	. 0%	25. 5%
	評価しておらず、今後も予定は	度数	8	2	3	0	13
	ない	総和の %	7. 3%	1. 8%	2. 7%	. 0%	11.8%
	その他	度数	0	0	0	1	1
		総和の %	. 0%	. 0%	. 0%	. 9%	. 9%
合計		度数	70	20	18	2	110
		総和の %	63.6%	18. 2%	16. 4%	1. 8%	100.0%

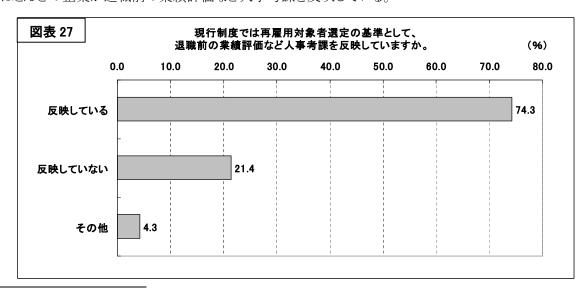
5. 再雇用者の選定基準業績評価など人事考課を「反映している」74.3%。今後も業績評価など人事考課による 選別要件の設定は「必要だと思う」が 48.6%、「本当は必要だと思うが、法の主旨から考えると選別基準を設 定するのは望ましくない」が 47.1%と、併せると大多数(95.7%)の企業が必要と認識

2013年度より施行される改正高年齢者雇用安定法(以下、改正法)では、働く意欲のある従業員の継続雇用を 義務付ける年齢が段階的に引き上げられる(2025年4月には65歳まで希望者全員を雇用義務化)。また、改正 法では、企業が労使協定で対象者を選別することを禁じているが、業績評価など人事考課で再雇用の対象者を 絞るなど心身の健康状態以外での選別要件の設定は必要と考えているか尋ねた。

まず、現時点で「本人が希望すれば 65 歳以上まで再雇用が可能」な制度となっているかどうか尋ねたところ、「必ずしも希望通りにはいかない(毎年、雇用契約見直しなどあり)」が 6割強(65.0%)を占めており、「本人が希望すれば可能」という企業は約4分の1(26.4%)となっている6(図表26)。



現時点で再雇用対象者選定の基準として、退職前の業績評価など人事考課を「反映している」という企業は、7割強(74.3%)を占める「図表 27)。「本人が希望すれば 65歳以上まで再雇用が可能」な制度となっている企業では、退職前の業績評価など人事考課を「反映している」という企業は 51.4%、「反映していない」という企業は 43.2%でほぼ半数ずつに分かれている(図表 28)。「必ずしも希望通りにはいかない(毎年、雇用契約見直しなどあり)」という企業では、「反映している」という企業は 84.6%、「反映していない」という企業は 13.2%となっており、ほとんどの企業が退職前の業績評価など人事考課を反映している。



[「]その他」の意見としては、「公的資格保有者については特例あり」、「職務とのマッチングで、再雇用している」、など。

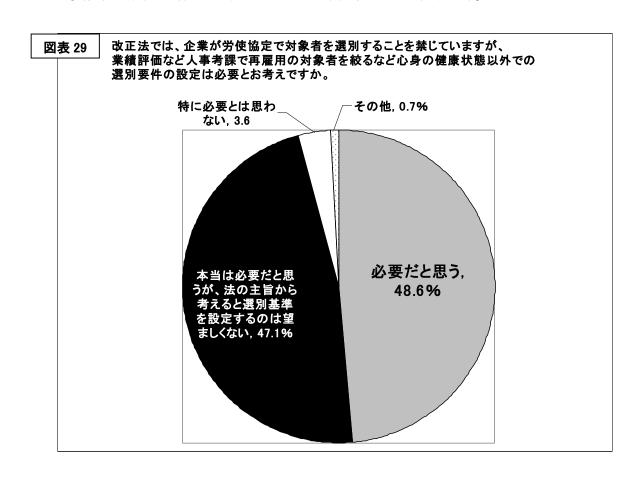
^{7「}その他」の意見としては、「現在対象者がいないため未検討」、「懲戒など処分歴は考慮」、など。

図表 28

Q12SQ3. 本人が希望すれば65歳以上まで再雇用が可能か ×Q12SQ4. 退職前の業績評価等人事考課の反映

		Q12SQ4. 退職前の	孝課の反映		
		反映している	反映して いない	その他	合計
	本人が希望すれば可能	19 51 40		2 5. 4%	37 100. 0%
Q12SQ3. 本人 が柔切まれば		51.4%	43. 2%	5.4%	
	ない(毎年、雇用契約見直し	77	12	2	91
再雇用が可能		84. 6%	13. 2%	2.2%	100.0%
か	その他	8	2	2	12
	ての他	66. 7%	16. 7%	16. 7%	100.0%
合計		104	30	6	140
		74. 3%	21.4%	4.3%	100.0%

次に、今後も業績評価など人事考課で再雇用の対象者を絞るなど心身の健康状態以外での選別要件の設定は必要かどうか尋ねたところ、「特に必要とは思わない」という企業は 3.6%にとどまり、「必要だと思う」が 48.6%、「本当は必要だと思うが、法の主旨から考えると選別基準を設定するのは望ましくない」が 47.1%と、併せると大多数(95.7%)の企業が必要と感じているという結果になった(図表 29)。

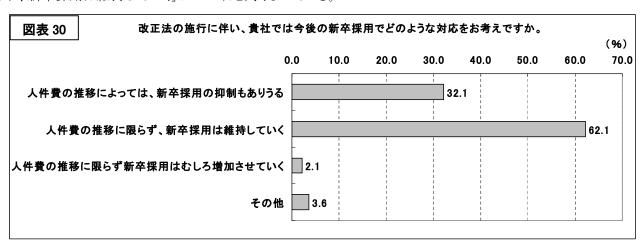


6. 改正法施行に伴う対応

1) 改正法施行に伴い「人件費の推移によっては、新卒採用の抑制もありうる」という企業 3 割強(32.1%)

改正法の施行に伴い、今後の新卒採用についてどのように考えているかを尋ねたところ、最も多い回答は「人件費の推移に限らず、新卒採用は維持していく」で62.1%。一方、「人件費の推移によっては、新卒採用の抑制もありうる」という企業も3割強(32.1%)を占める8(図表30)。

事業内容別に見ると、第3次産業で新卒採用の抑制がありうるという企業が41.0%と高くなっている(図表31)。また、同じく新卒採用の抑制がありうるという企業割合を企業規模で見ると500~1000人未満で41.7%、1000~2000人未満で36.0%、500人未満で34.0%と高くなっている。一方、5000人以上規模では、「人件費の推移に限らず、新卒採用は維持していく」が72.2%と高くなっている。



図表 3	1	金制度でど	のような対応	に伴い、貴社 をお考えです をつけて下さ	けか。新卒採	
		人件を 作り 供移っ、 採用もる で が が が が が り の り の り の の の の の の の の の の	人件費の推 移に限卒が が、新辞 用は終 でいく	人件費の推 移に採用は を を を を と せ て い く く く く く く く く く く く く く く く く く く	その他	無回答
	全体	32. 1	62. 1	2. 1	3. 6	0.0
事業内容	建設	22. 2	66.7	11.1	0.0	0.0
	製造	28. 8	68.8	1.3	1.3	0.0
	第3次産業	41.0	46. 2	2. 6	10.3	0. 0
	その他	14. 3	85. 7	0.0	0.0	0. 0
正社員数	500人未満	34. 0	62. 0	0.0	4. 0	0.0
	500~1000人未満	41. 7	58. 3	0.0	0.0	0.0
	1000~2000人未満	36. 0	56.0	4. 0	4. 0	0. 0
	2000~5000人未満	22. 7	68. 2	4. 5	4. 5	0.0
	5000人以上	16. 7	72. 2	5. 6	5. 6	0.0

2) 改正法施行に伴い「再雇用者の賃金水準を引き下げる」(28.6%)、「若年層も含めた全ての社員を対象に賃金 水準や退職金・企業年金の見直しをする」(27.9%)

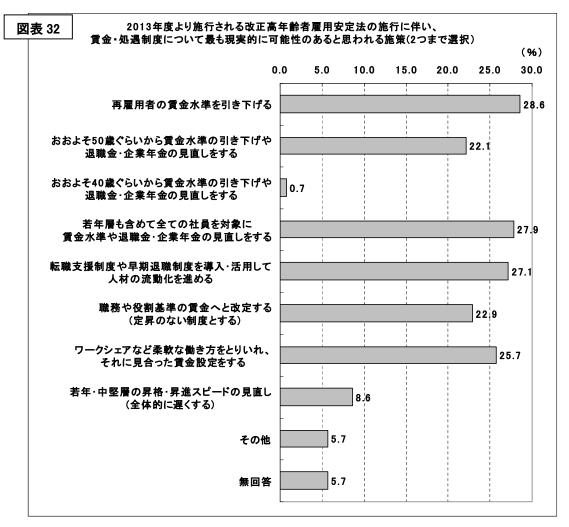
改正法施行に伴い、賃金・処遇制度でどのような対応を考えているか、2つまで選択してもらった。回答は分かれたが、最も回答率の高いものから順に「再雇用者の賃金水準を引き下げる」(28.6%)、「若年層も含めた全ての社員を対象に賃金水準や退職金・企業年金の見直しをする」(27.9%)、「転職支援や早期退職制度を導入活用して、人材の流動化を進める」(27.1%)などとなっている9(図表 32)。

9「その他」の意見としては、「検討中」という企業がほとんどとなっている。他には「賃金制度全体の成果報酬色を強める」、など。

^{8「}その他」の意見としては、「業績に応じて採用予定」、「対応は未定」、など。

事業内容別に見ると、建設業で「再雇用者の賃金水準を引き下げる」が 66.7%と高くなっていることや第 3 次産業で「若年層も含めた全ての社員を対象に賃金水準や退職金・企業年金の見直しをする」という企業が約 4 割 (38.5%) を占めている点が注目される(図表 33)。

企業規模で見ると、500人未満では「再雇用者の賃金水準を引き下げる」が40.0%と高くなっている。また、500~1000人未満では、「再雇用者の賃金水準を引き下げる」および「転職支援や早期退職制度を導入活用して、人材の流動化を進める」がそれぞれ37.5%、次いで「若年層も含めた全ての社員を対象に賃金水準や退職金・企業年金の見直しをする」が33.3%などとなっている。一方、5000人以上では、「転職支援や早期退職制度を導入活用して、人材の流動化を進める」および「ワークシェアなど柔軟な働き方をとりいれ、それに見合った賃金設定をする」がそれぞれ50.0%となっている。



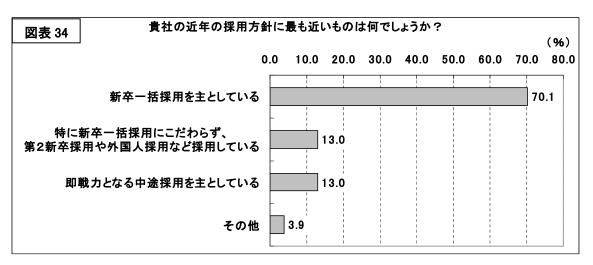
図表	33										賃金・処遇
		再雇用者 の賃を引き 下げる	50版か水き退業を重り、6000円では、1	おお歳か水き退業見すよぐら準下職年直るそら賃のげ金金し	若含てを賃や企のを配くした。	転職支 制期度活人動め を用けれる で が進 り の を が し の を の の を の の の の の の の の の の の の の の	職務や役割基本へを設定を表しています。	ワシど働とれにた定クア軟方いそ合金すななを れっ設る	若年·中格 層が 現本 デート 関連 の 見 を 的に に る く す る の る の る の る の る の る り る り る り る り る り	その他	無回答
	全体	28. 6		0.7	27. 9	27. 1	22. 9		8. 6	5. 7	5. 7
事業内容	建設	66. 7		0.0		22. 2	22. 2				0.0
	製造	27. 5		0.0			26. 3				5. 0
	第3次産業	25. 6								0.0	
	その他	28. 6		0.0	14. 3	42. 9	14. 3	28. 6	28. 6	14. 3	0.0
正社員数	500人未満	40. 0									
	500~1000人未満	37. 5									0. 0
	1000~2000人未満	20.0									
	2000~5000人未満	22.7	18. 2	0.0			31.8			4. 5	
	5000人以上	5. 6	5. 6	0.0	22. 2	50.0	22. 2	50.0	0.0	11.1	11. 1

Ⅳ. 採用の動向

1. 「新卒一括採用を主としている」という企業は約7割(70.1%)を占める

正社員の解雇規制緩和に肯定的な意見が比較的多い中で、新卒正社員の一括採用についての動向を見ると次のようになる。「新卒一括採用を主としている」という企業は約7割(70.1%)と大多数を占めている¹⁰(図表34)。

産業別に見ると、建設業で「即戦力となる中途採用を主としている」が 44.4%を占めており、他産業と比べてやや高くなっている(図表 35)。また、企業規模で特徴的なのは、500 人未満企業で「新卒一括採用を主としている」が 59.3%、「即戦力となる中途採用を主としている」が 27.8%を占めている。また、5000 人以上企業で「新卒一括採用を主としている」が 56.5%とやや低く、一方「特に新卒一括採用にこだわらず、第 2 新卒採用や外国人採用など採用している」が 26.1%と高くなっている。



図表 35	;	Q1. 貴社の近年 にOをつけて	∓の採用方針1 ∵下さい。	こ、最も近いと	≥思われる	番号1つ
		新卒一括採 用を主とし ている	特括だ第用 年 に新用い 新用い 新用い がない にず 卒国 どい にず ない はい はい にず ない はい にず ない はい にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが	即戦力となる中途採用 を主として いる	その他	無回答
	全体	70. 1	13. 0	13. 0	3. 9	0.0
事業内容	建設	44. 4	11. 1	44. 4	0.0	0.0
	製造	76. 5	14. 1	3. 5	5. 9	0.0
	第3次産業	66. 0	12. 8	19. 1	2. 1	0.0
	その他	71. 4	0.0	28. 6		0.0
正社員数	500人未満	59. 3		27. 8	3. 7	0. 0
	500~1000人未満	84. 0	12. 0	4. 0		0.0
	1000~2000人未満	77. 8		3. 7	7. 4	0.0
	2000~5000人未満	87. 0		4. 3	0.0	0. 0
	5000人以上	56. 5	26. 1	8. 7	8. 7	0.0

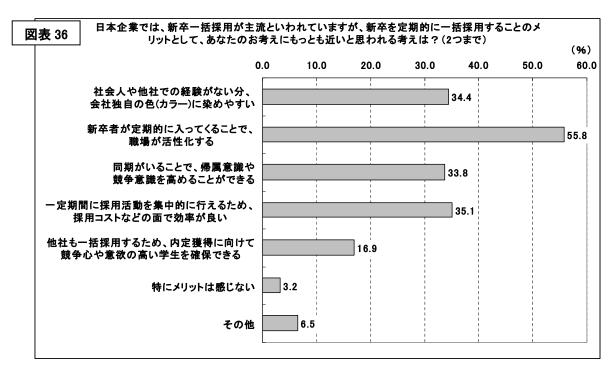
2. 新卒一括採用のメリット、「新卒者が定期的に入ってくることで、職場が活性化する」55.8%、「一定期間に採用活動を集中的に行えるため、採用コストなどの面で効率が良い」(35.1%)

新卒一括採用のメリットを尋ねたところ(2 つまで選択)、最も回答率が高かったのは「新卒者が定期的に入ってくることで、職場が活性化する」で 55.8%となっている(図表 36)。次いで、「一定期間に採用活動を集中的に行えるため、採用コストなどの面で効率が良い」(35.1%)、「社会人や他社での経験がない分、会社独自の色(カラー)に染めやすい」(34.4%)、「同期がいることで、帰属意識や競争意識を高めることができる」(33.8%)など11。

16

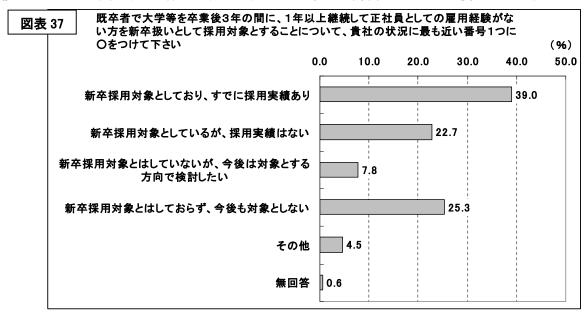
^{10「}その他」の意見としては、「事務職は新卒、技術職は中途採用」、「新卒・中途・外国人採用、全て重視」、など。

^{11「}その他」の意見としては、「年齢構成バランス維持」、「同一期間でOffJT可能」、など。



3. 既卒 3 年以内の新卒採用、「対象としていない」という企業は 33.1%、理由は「新卒採用で、必要な人数は十分獲得できるため」(47.1%)、「新卒時に採用されなかった理由が明確でないため」(43.1%)

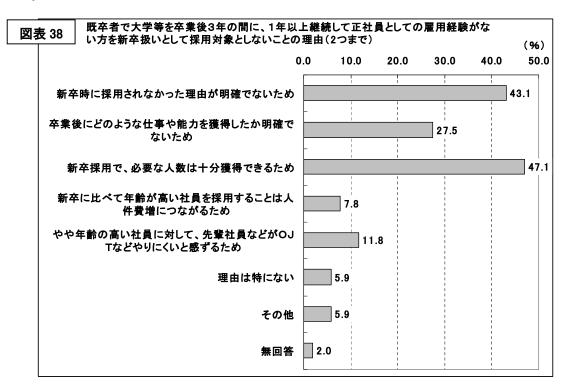
既卒者で大学等を卒業後3年の間に、1年以上継続して正社員としての雇用経験がない方を新卒扱いとして 採用対象とすること¹²について、実際の採用状況を尋ねた。その結果、「新卒採用対象としており、既に採用実 績あり」という企業が最も多く39.0%(図表37)。次いで、「新卒採用対象とはしておらず、今後も対象としない」が 25.3%、「新卒採用対象としているが、採用実績はない」が22.7%となっている。新卒採用対象としているという 企業は61.7%(=39.0%+22.7%)、対象としていないという企業は33.1%(=7.8%+25.3%)となっている¹³。結 果を見る限り、既卒者で大学等を卒業後3年の間に、1年以上継続して正社員としての雇用経験がない方を新 卒扱いとして採用対象とする企業は6割強を占めており、その半分以上は採用実績もあると回答している。



¹² 厚生労働省「青少年雇用機会確保指針(改正)」(平成22年11月15日)では、事業主は、学校等の新卒者の採用枠に学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも3年間は応募できるようにすべきものとすること等を努力義務として新たに盛り込んでいる。

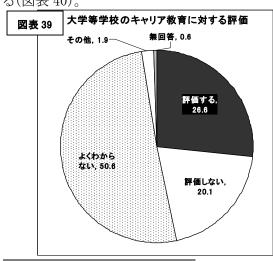
^{13 「}その他」の意見としては、「中途採用扱いとしている」という回答がほとんどとなっている。

「3. 新卒採用対象とはしていないが、今後は対象とする方向で検討したい」、「4. 新卒採用対象とはしておらず、 今後も対象としない」と回答企業に対して、その理由を尋ねた(2 つまで選択)。最も回答率の高かったのは、「新卒 採用で、必要な人数は十分獲得できるため」(47.1%)となっている(図表 38)。次いで、「新卒時に採用されなかっ た理由が明確でないため」(43.1%)、「卒業後にどのような仕事や能力を獲得したか明確でないため」(27.5%)など となっている。



4. 大学等学校のキャリア教育を「評価する」26.6%、「評価しない」20.1%。「評価しない理由」は、「仕事をするということの基本的理解や姿勢ができていない」(54.8%)、「社会に出たときの即戦力となるような教育がされていない」(51.6%)

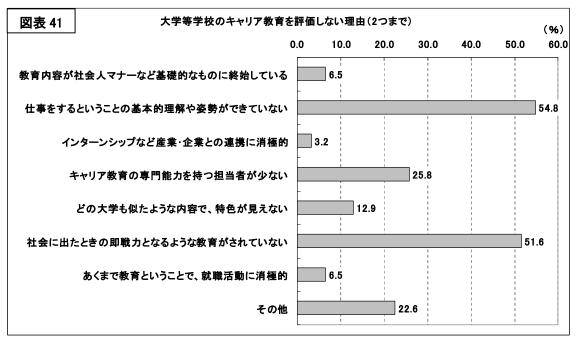
大学等におけるキャリア教育についての評価を尋ねたところ、「評価する」との回答は 26.6%、「評価しない」は 20.1%となった(図表 39)。最も回答率が高いのは、「よくわからない」(50.6%)となっており、結果を見る限り大学に おけるキャリア教育に対する企業からの評価は高くない結果になっている¹⁴。企業規模で見ると、大規模企業では 比較的評価が高く、「2000 人以上 5000 人未満」では「評価する」52.2%、5000 人以上では同じく 39.1%となっている(図表 40)。



		Q10. 大学等学校のキャリア教育に対するあなたの評価として、該当する番号 1 つに〇をつけて下さい。						
		評価する	評価しない	よくわか らない	その他	無回答		
	全体	26. 6	20. 1	50. 6	1. 9	0.6		
事業内容	建設	11. 1	33. 3	55. 6	0.0	0.0		
	製造	28. 2	12. 9	57. 6	1. 2	0.0		
	第3次産業	25. 5	25. 5	44. 7	4. 3	0.0		
	その他	0. 0	57. 1	42. 9	0. 0	0.0		
正社員数	500人未満	22. 2	13.0	64. 8	0.0	0.0		
	500~1000人未満	12. 0	20.0	64. 0	4. 0	0.0		
	1000~2000人未満	14. 8	37.0	44. 4	3. 7	0.0		
	2000~5000人未満	52. 2	13.0	34. 8	0. 0	0.0		
	5000人以上	39. 1	26. 1	30. 4	4. 3	0.0		

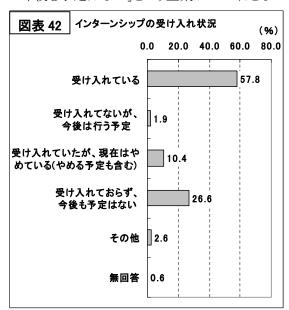
^{14「}その他」の意見としては、「大学により取り組みにバラつきがある」、「大学はキャリア教育をする場ではない」、など。

キャリア教育を評価しない理由(2つまで選択)としては、「仕事をするということの基本的理解や姿勢ができていない」(54.8%)、「社会に出たときの即戦力となるような教育がされていない」(51.6%)などとなっている¹⁵(図表 41)。



5. インターンシップ受入れ企業約 6 割(57.8%)、その内インターンシップが採用活動になんらかの連動があるという企業は6割強(63.1%)

インターンシップの受入れをしている企業は約 6 割(57.8%)(図表 42)。企業規模で見ると 5000 人以上では 95.7%が受け入れていると回答している一方、500 人未満では46.3%と低くなっており、「受け入れておらず、 今後も予定はない」という企業が 37.0%となっている(図表 43)。

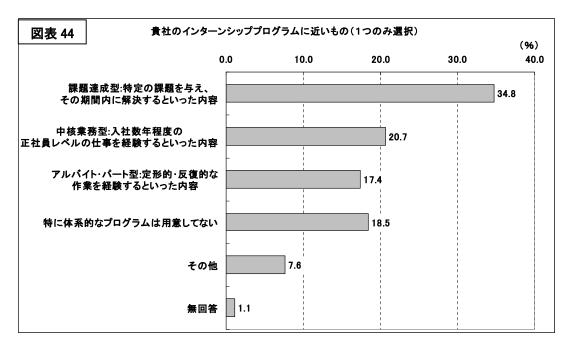


図表	43	Q11. 貴社ではく 〇をつけて下さ		ブを受け入れて	いますか。該当	する番号	1 1つに
		受け入れている	受け入れてな いが、今後は 行う予定	受け入れてい たが、現在は やめている(や める予定も含 む)	らず、今後も	その他	無回答
	全体	57. 8	1.9	10.4	26. 6	2. 6	0.6
事業内容	建設	77.8	0.0	0.0	22. 2	0.0	0.0
	製造	58.8	2. 4	10.6	25. 9	2. 4	0.0
	第3次産業	55.3	2. 1	12.8	27. 7	2. 1	0.0
	その他	57. 1	0.0	14. 3	14. 3	14. 3	0.0
正社員数	500人未満	46.3	1.9	13.0	37. 0	1.9	0.0
	500~1000人未満	60.0	0.0	8.0	28. 0	4. 0	0.0
	1000~2000人未満	48. 1	3. 7	7.4	37. 0	3. 7	0.0
	2000~5000人未満	56.5	4. 3	17.4	17. 4	4. 3	0.0
	5000人以上	95. 7	0.0	4. 3	0.0	0.0	0.0

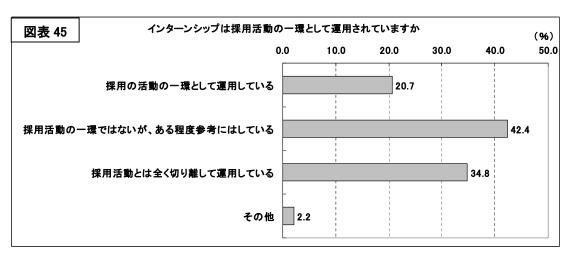
インターンシッププログラムとしては、「課題達成型:特定の課題を与え、その期間内に解決するといった内容」という企業が最も多く34.8%、次いで「中核業務型:入社数年程度の正社員レベルの仕事を経験するといった内容」が 20.7% (図表 44)。 「特に体系的なプログラムは用意していない」という企業も 18.5%なっている¹⁶。

¹⁵「その他」の意見としては、「本業である学問が身についていない」、「表面的な指導にとどまっている」、「基礎教養や基礎技術が不足」、など。

^{16「}その他」の意見としては、「部署によりプログラムが異なる」、「対象学生(院・高専)などで異なる」など。



インターンシップが採用活動の一環として運用されているか尋ねたところ、「採用活動の一環として運用している」という企業は 20.7%、「採用活動の一環ではないが、ある程度参考にはしている」は 42.4%となっており、インターンシップが採用活動になんらかの連動があるという企業は 6 割強(63.1%)(図表 45)。企業規模では、「 $1000\sim2000$ 人未満」で、「採用活動の一環として運用している」という企業が 35.7% とやや高くなっている(図表 46)。

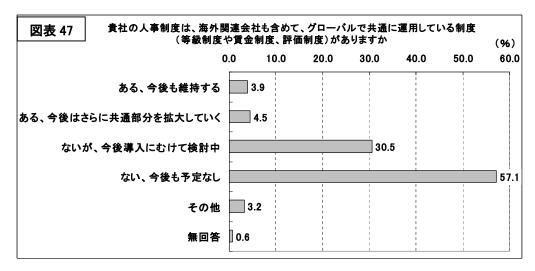


図表 46	6	Q11SQ3. インターンシップは採用活動の一環として運用されていますか。該当する番号1つに〇をつけて下さい。									
			採用活動の一環では ないが、ある程度参 考にはしている	採用活動とは全く切り離して運用している	その他	無回答					
	全体	20. 7	42. 4	34. 8	2. 2	0.0					
事業内容	建設	28. 6	14. 3	57. 1	0.0	0.0					
	製造	17. 3	50.0	28. 8	3.8	0.0					
	第3次産業	18. 5	37. 0	44. 4	0.0	0.0					
	その他	50.0	25. 0	25. 0	0.0	0.0					
正社員数	500人未満	19. 2	53. 8	26. 9	0.0	0.0					
	500~1000人未満	13. 3	60.0	26. 7	0.0	0.0					
	1000~2000人未満	35. 7	14. 3	42. 9	7. 1	0.0					
	2000~5000人未満	21. 4	50.0	28. 6	0.0	0.0					
	5000人以上	18. 2	31.8	45. 5	4. 5	0.0					

Ⅴ. グローバル化への対応状況

1. グローバル共通な人事制度、「ある」8.4%、「ないが今後導入に向けて検討中」30.5%

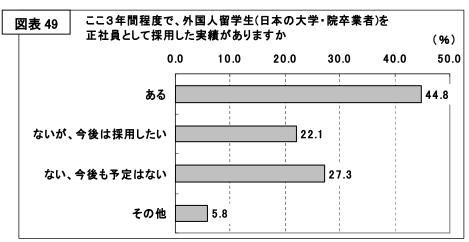
海外関連会社も含めて、グローバルで共通に運用している人事制度(等級制度や賃金制度、評価制度)があるか尋ねたところ、「ある」という企業は8.4%(「ある、今後も維持する」3.9%+「ある、今後はさらに共通部分を拡大していく」4.5%)(図表47)。また、「ないが、今後導入にむけて検討中」は30.5%となっている。規模別に見ると、5000人以上では、「ないが、今後導入にむけて検討中」が約7割(69.6%)(図表48)。



図表 4	8	Q17.貴社の人事制度は、海外関連会社も含めて、グローバルで共通に運用している制度(等級制度や賃金制度、評価制度)がありますか。該当する番号1つに〇をつけて下さい。								
		合計	ある、今 後も維持 する	ある、今 後はささ に共通 分を拡大 してい	ないが、 今後導入 にむけて 検討中	ない、今 後も予定 なし	その他	無回答		
	全体	154	3.9	4. 5	30. 5	57. 1	3. 2	0. 6		
事業内容	建設	9	0.0	0. 0	44. 4	55. 6	0.0	0. 0		
	製造	85	2. 4	4. 7	37. 6	51.8	3. 5	0. 0		
	第3次産業	47	8. 5	6. 4	17.0	66. 0	2. 1	0. 0		
	その他	7	0.0	0. 0	28.6	57. 1	14. 3	0. 0		
正社員数	500人未満	54	7.4	0.0	20.4	70. 4	1.9	0. 0		
	500~1000人未満	25	4. 0	0. 0	20.0	72. 0	4. 0	0. 0		
	1000~2000人未満	27	0.0	3. 7	25. 9	70. 4	0.0	0. 0		
	2000~5000人未満	23	0.0	13. 0	34. 8	43. 5	8. 7	0. 0		
	5000人以上	23	0.0	13. 0	69. 6	13. 0	4. 3	0.0		

2. 外国人留学生採用、「ある」44.8%、「ないが、今後は採用したい」22.1%。今年度(2012 年度)の新卒採用者 のうち、外国人留学生が占める割合は、平均 5.1%。また、今後については平均 8.6%程度と回答

ここ3年間程度で、外国人留学生(日本の大学・院卒業者)を正社員として採用実績があるかどうか尋ねたところ、「ある」という企業は44.8%。また、「ないが、今後は採用したい」という企業も22.1%となっている(図表49)。



今年度(2012 年度)の新卒採用者のうち、外国人留学生が占める割合は、平均 5.1%。また、今後については 平均 8.6%と増加すると回答。なお、外国人留学生の新卒採用者比率が今後増加するという企業は 60.3%(= 35 社÷58 社)(図表 50)。

図表 50

Q8SQ1 1.新卒採用者のうち外国人留学生の割合:今年度 × Q8SQ1 2.新卒採用者のうち外国人留学生の割合:今後 のクロス表

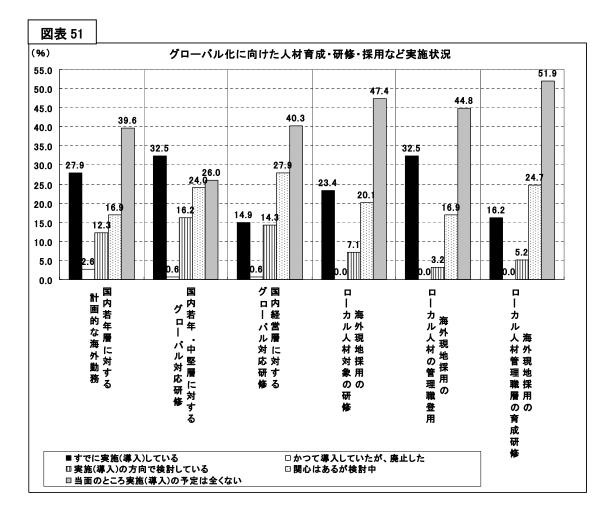
度	数

12.55											
		Q8SQ1	Q8SQ1 2. 新卒採用者のうち外国人留学生の割合:今後 O% 5%未満 5~10%未満 10~15%未満 15%以上								
		0 %									
	0 %	3	6	6	2	0	17				
Q8SQ1 1. 新卒採用	5%未満	0	6	6	2	0	14				
者のうち外国人留学	5~10%未満	0	1	4	10	2	17				
生の割合:今年度	10~15%未満	0	0	1	4	1	6				
	15%以上	0	0	0	1	3	4				
合計		3	13	17	19	6	58				

※網掛け部分=今後>今年度に該当する回答数合計=35社

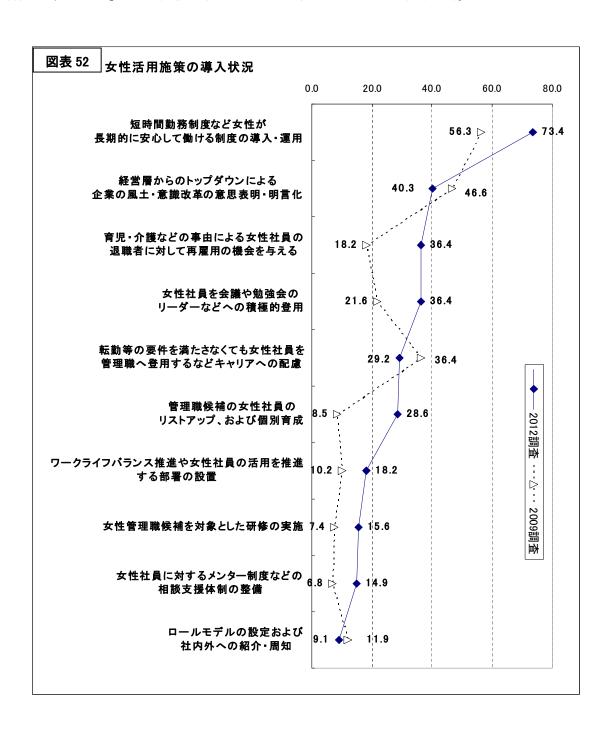
3. グローバル化に向けた人材育成・研修

グローバル化に向けた人材育成の取り組みとして「すでに実施(導入)している」比率の高い施策は、「国内若年・中堅層に対するグローバル対応研修」(32.5%)、「国内若年層に対する計画的な海外勤務」(27.9%)、「海外現地採用のローカル人材対象の研修」(23.4%)などとなっている(図表 51)。一方、最も低いのは「国内経営層に対するグローバル対応研修」で14.9%。



- VI. 女性活用施策の導入・実施状況全体に取り組みが進む。
 - 1. 女性社員の活用施策の取組状況全体に増加。特に増加したのは「管理職候補の女性社員のリストアップ、および個別育成」が実施率 28.6%(前回差 20.1 ポイント)、次いで「育児・介護などの事由による女性社員の退職者に対して再雇用の機会を与える」が 36.4%(前回差 18.2 ポイント)

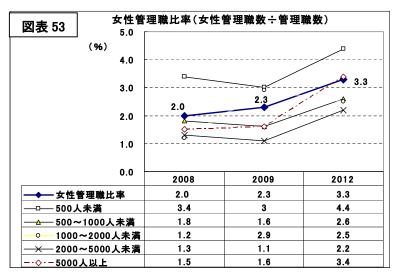
女性社員の活用施策の取組状況を見ると、設問項目のほとんどで前回調査(2009 調査)よりも導入・実施率が高まっている。前回に比べて導入・運用率が高まったのは、「管理職候補の女性社員のリストアップ、および個別育成」が実施率28.6%(前回差20.1ポイント)、次いで「育児・介護などの事由による女性社員の退職者に対して再雇用の機会を与える」が36.4%(前回差18.2ポイント)、「短時間勤務制度など女性が長期的に安心して働ける制度の導入・運用」で73.4%(前回差17.1ポイント)などとなっている(図表52)。

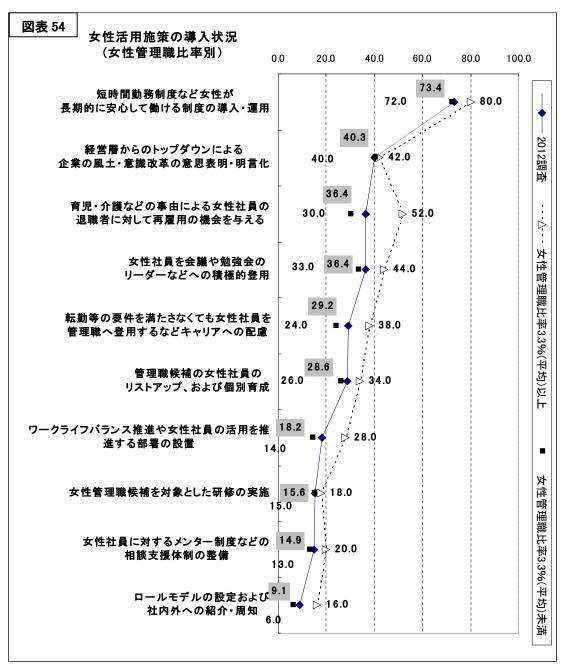


2. 女性管理職比率 3.3%と前年に比べやや上昇

女性管理職比率(=女性管理職数÷管理職数・管理職数¹⁷)は平均3.3%で、2009調査時の2.3%から1ポイント上昇。500人未満では4.4%と高くなっている。5000人以上では前回調査で1.6%だったのが、3.4%と1.8ポイント上昇している(図表53)。

女性管理職比率 3.3%以上と 3.3%未満で、女性活用施策の導入・実施状況を比較すると、下図のように、女性管理職比率が高い企業ほど、施策への取り組みが進んでいることがわかる(図表54)。





¹⁷ ここでは、部下を有する管理職(一般的な課長職以上)に該当する人数を尋ねた。

《参考資料》 人事関連諸制度の導入率推移

		97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	09年	12年
	職能給(管理職層)	_	_	80.9	82.4	67.0	_	60.6	_	57.5	_	74.5	69.9	65.6
	職能給(非管理職層、2001年調査=中堅層)	_	_			76.1	_		_		_			
	 職能給(非管理職層、2001年調査=一般職層)	_	_	85.2	87.0	76.7	_	69.3	_	70.1	_	80.9	80.7	77.3
	役割・職務給(管理職層)*1	_	_	21.1	43.9	49.9	_	53.4	_	61.0	_	72.3	70.5	79.2
	投割・職務給(非管理職層、2001年調査=中堅層)	_	_			32.9			_		_			
	役割・職務給(非管理職層、2001年調査=一般職層)	_	_	17.7	24.9	16.2		34.3	_	40.9	_	56.7	51.1	58.4
	年俸制(管理職層)	(9.8)*1	14.6	22.7	25.2	34.8	40.9	35.1	39.1	37.4	42.3			
實	年俸制(一般職層)*2	(0.5)*1	0.3	1.9	1.0	3.8	2.3	4.4	8.1	7.1	8.3			
金	年齢給(2001年調査=管理職層)	(C.C) 1	-			32.2			_		- Si	33.5	27.3	22.7
処遇	年齡給(2001年調査=中堅職層)			78.2	72.8	59.6								
関連	年齢給(2001年調査=一般職層)			70.2	, 20	73.2						61.9	59.1	48.1
-	定昇制度			89.0	87.3	73.2			62.2					55.2
	職種別賃金制度			19.2	16.0	16.2	14.9	21.1	12.3	19.7	19.9	18.5		31.2
		2.9				22.7	27.8		12.3	19.7	19.9	10.0		31.2
	ストックオプション制度	2.9	5.1	7.6	12.6		27.8	25.1	<u> </u>					
	業績連動型賞与*3			34.4	32.9	31.0		40.6	59.7		40.2	42.4	40.4	<u> </u>
	役員報酬・賞与への業績評価反映 							47.8	49.8		40.2	43.4	49.4	50.0
	委員会等設置(報酬委員会設置)								15.4	9.8	10.0	17.3	10.8	22.1
<u> </u>	役員退職慰労金	_	-	-	-	40.4	400	-	81.4	71.7	65.6	60.7	40.9	44.2
控	通年採用	_	29.5	26.8	35.3	40.4	43.9	47.4	-	_	-	_		_
採用	職種別採用	35.3	34.0	37.2	_	49.3	52.1	48.6	41.9	52.0	43.1	53.2	_	_
雇	インターンシップ制度	_	9.0	13.9	24.9	28.0	40.3	40.2	42.3	49.6	48.1	54.2	56.8	57.8
用関	紹介予定型派遣	_	_	_	_	14.5	17.8	30.7	_	37.8	37.7	43.3	49.4	_
連	早期退職優遇制度	48.7	49.2	_	_	59.8	44.8	_	45.1	51.6	46.5	50.9	44.9	39.0
	役職定年制度	55.0	57.2	53.0	53.1	49.0	51.5	51.8	52.6	42.2	45.7	46.8	38.1	37.7
	社内公募制(社内FA制度含む)*4 	26.6	27.1	_	21.6*	36.0	30.4	36.3	31.2	41.4	30.7	40.5	41.5	39.6
	社内FA制度	_	_	_		3.0	5.6	9.2	8.3	10.2	8.3	7.5	12.5	23.4
+	自己申告制	_	_	_	_	_	67.6	_	74.3	72.4	68.4	_	_	_
ヤリ	キャリアカウンセリング	_	_	_	_	8.0	7.9	10.0	_	17.3	19.5	23.7	25.0	14.9
ア	コンピテンシー	_	_	5.7	5.6	11.2	15.8	20.7	25.7	29.1	26.6	23.1	_	29.9
開発	複線型人事制度	_	_	_	33.9	31.3	29.0	35.1	34.4	40.6	41.9	38.2	_	_
関連	転進支援制度	_	_	22.3	27.6	23.6	30.0	_	36.4	35.8	32.3	38.7	_	19.5
	苦情処理制度	_	31.1	33.8	31.8	36.6	33.7	36.3	34.0	46.9	43.6	41.0	39.8	35.7
	360度評価制度(多面評価制度)	_	16.0	_	11.3	10.3	12.2	15.9	20.6	16.9	17.1	14.5	15.3	16.9
	メンタルヘルスへの取り組み		_		_	_	_	50.6	48.2	61.8	63.1	74.6	_	_
柔軟	裁量労働制(専門業務型)*5	_	11.4	17.7	18.9	23.0	19.1	16.7	19.0	18.5	_	_	_	_
な	裁量労働制(企画業務型)	_	_	-	3.0	4.4	8.3	7.2	10.7	9.4	_	_	_	_
働き	勤務地限定制	_	_	-	_	23.9	23.4	28.3	_	31.5	25.7	28.3	11.9	_
方関	テレワーク(在宅勤務など)	_	2.7	_	_	3.2	3.6	_	2.4	3.9	4.6	2.9	6.3	_
連	ポジティブアクションへの取り組み	_	_		_	_	_	_	19.0	_	_			
退職	退職金前払い制度		0.5	1.6	1.0	0.9	6.6	11.2	_	1	_	_	_	
<u> </u>	ポイント退職金制度	_	18.8	_	24.6	30.1	30.7	42.2	_	_	53.2	53.2	58.5	
福利	確定拠出型年金	_	_	2.5	3.3	1.5	5.9	10.8	21.7	30.7	37.3	48.0	46.1	
厚生	60歳以降への定年延長	_	_	_	6.3	7.4	2.0	_		5.5	4.1	6.4	4.5	
関連	カフェテリアプラン	3.2	2.4	3.2	4.0	5.9	8.6	10.4	15.0	16.9	16.6	16.2	17.1	_
Δ	事業本部制	_	_	_	44.9	42.8	41.2	45.4	_	_	_			_
組織	社内分社化・カンパニ―制度		3.2		14.3	14.5	15.5	14.3	18.6	18.1	16.2	16.8	_	_
形態	持株会社制		_	_	7.9	6.8	10.9	14.3		_	_	_	_	_
関連	執行役員制度	_	3.7					44.2	45.1	54.7	55.6	55.5		_
Æ	社外取締役	_	17.6					_	43.9	44.9	46.9	51.4	_	
	」 :入率は「すでに導入している」と「すでに導入、今後は廃止・縮小予定」の 数値は96年調査	の合計値											L	h

注: 導入率は「すでに導入している」と「すでに導入、今後は廃止・縮小予定」の合計値 *1:()数値は96年調査。 *2:一般職層への年俸制導入率は03年までは係長・主任クラスへの導入率、04-06年は一般職層全体の数値。 *3: **传**撃職層への導入率 *4:97, 2000年調査では社内公募・FA制の導入状況について調査。 *5:99年までは裁量労働制のみなし労働時間制として調査

■ 本調査について

本調査は、日本生産性本部が過去実施した「終身雇用制度に関する調査」(92 年)、「年俸制導入に関する調査」(92・96 年)、ならびに「裁量労働制導入に関する調査」(94 年)をもとに、「日本的人事制度の変容に関する調査」として 97 年より実施しているものである。今回の調査は第 13 回目にあたる。

■ 第 13 回調査(2012 年調査)

第13回調査(2012年調査)の実施概要は以下のとおり。

調査名:「第13回 日本的雇用・人事の変容に関する調査(旧、日本的人事制度の変容に関する調査)」

実施時期 :2012年10月下旬~2012年11月中旬

実施方法 :アンケート調査票郵送方式

調査対象 :全上場企業 2142 社の人事労務担当者

回答企業 :154 社(回収率 7.2%)

			正社員数									
		合計	500人未満	500~ 1000人未満	1000~ 2000人未満	2000~ 5000人未満	5000人以上	無回答				
全体		154	54	25	27	23	23	2				
		100. 0	35. 1	16. 2	17. 5	14. 9	14. 9	1. 3				
	建設	9	4	0	2	2	1	0				
	连议	100. 0	44. 4	0. 0	22. 2	22. 2	11. 1	0. 0				
	製造	85	25	18	11	15	15	1				
事業内容		100. 0	29. 4	21. 2	12. 9	17. 6	17. 6	1. 2				
	第3次産業	47	19	6	10	5	7	0				
		100. 0	40. 4	12. 8	21.3	10. 6	14. 9	0. 0				
	その他	7	4	0	3	0	0	0				
	ての他	100. 0	57. 1	0. 0	42. 9	0.0	0.0	0. 0				

(調査対象は全上場企業)

また、本調査でいう製造業、第3次産業に該当する産業は以下の通り。

製造業:食料品、繊維、パルプ・紙、化学・医薬品、石油・石炭、ゴム・ガラス・土石製品、鉄鋼・非鉄金属・金属製品、 機械、電気機器、輸送用機器、精密機器、その他製造業

第 3 次産業: 電気・ガス・熱供給、運輸・倉庫、卸・小売、銀行、証券その他金融、保険、不動産業、情報・通信、サービス業